

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年6月12日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

名 称：令和2年度京都府保育等子育て環境充実事業費補助金交付支援業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和2年7月1日から令和2年8月4日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室

保育・子育て支援係（京都府庁第2号館2階）

電話番号（075）414-4727

(2) 入札説明書の交付期間

令和2年6月12日（金曜日）から令和2年6月18日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式、以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 当該業務またはこれと同種の業務の履行実績を有しない者

エ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

オ 業務に関する府からの指示及び問い合わせに来庁対応も含め、速やかに対応できると認められない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 取り扱う個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう、内部規定を定めている者であること。また、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うことができる者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付を受けること。

(イ) インターネットからダウンロードする場合

以下からダウンロード

(公告時記入)

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制

限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

- (イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書
- (ロ) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (エ) 営業経歴書及び営業実績調書
- (オ) 取引使用印鑑届
- (カ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書
- (キ) 4（3）の条件を満たすことを証する書類

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和2年度京都府保育等子育ち環境充実事業費補助金交付支援業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和2年7月10日までとする。

9 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審

査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 仕様書に係る質問及び回答について

(1) 質問書の提出

- ア 提出期間 令和2年6月12日（金曜日）午前9時から令和2年6月16日（火曜日）正午まで
- イ 提出方法 持参又はファックス送信（期限厳守）により提出すること。
なお、持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
- ウ 提出場所
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室
電話番号075-414-4727 FAX 075-414-4586
- エ 提出様式 第8号様式を使用すること。
- オ その他ファックスで提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。なお、提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱うこととする。

(2) 回答書の交付

回答書は、令和2年6月17日（水曜日）にFAXにより交付する。

(3) 質問書及び回答書の取扱い

- ア 回答書は、仕様書の一部として入札条件となる。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

13 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日 時
令和2年6月29日（月曜日） 午前10時から
- イ 場 所

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除

15 契約保証金

免除

16 その他

(1) 1 から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。